

守人第 206 号の 2
平成 30 年 11 月 26 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端



2018 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 本年度の年末一時金は、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.9 か月の計 2.275 か月とする。
 - 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
 - 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
 - 4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.425 か月の計 1.225 か月とする。
 - 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
 - 6 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。
- 平成 30 年度の人事院勧告等に伴う給与改定については次のとおりとする。
- (1) 給料の改定は、国の改定に準じて平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
本年度の年末一時金は、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.325 か月とする。
なお、平成 31 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期、12 月期とともに、期末手当 1.3 か月、勤勉手当 0.925 か月の計 2.225 か月とする。
- (2) 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.475 か月の計 1.275 か月とする。
なお、平成 31 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期、12 月期とともに、期末手当 0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175 か月とする。
- また、正規職員以外の賃金・一時金は、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。
- ※ 給与改定分については、12 月議会議決後、速やかに支給する。